

## 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

# 価格妥結率の対応方法について

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）  
（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広



本資料は、2014年8月20日時点の情報を元に作成しています。

資料No.20140820-366Na



株式会社日医工医業経営研究所

## 妥結率について

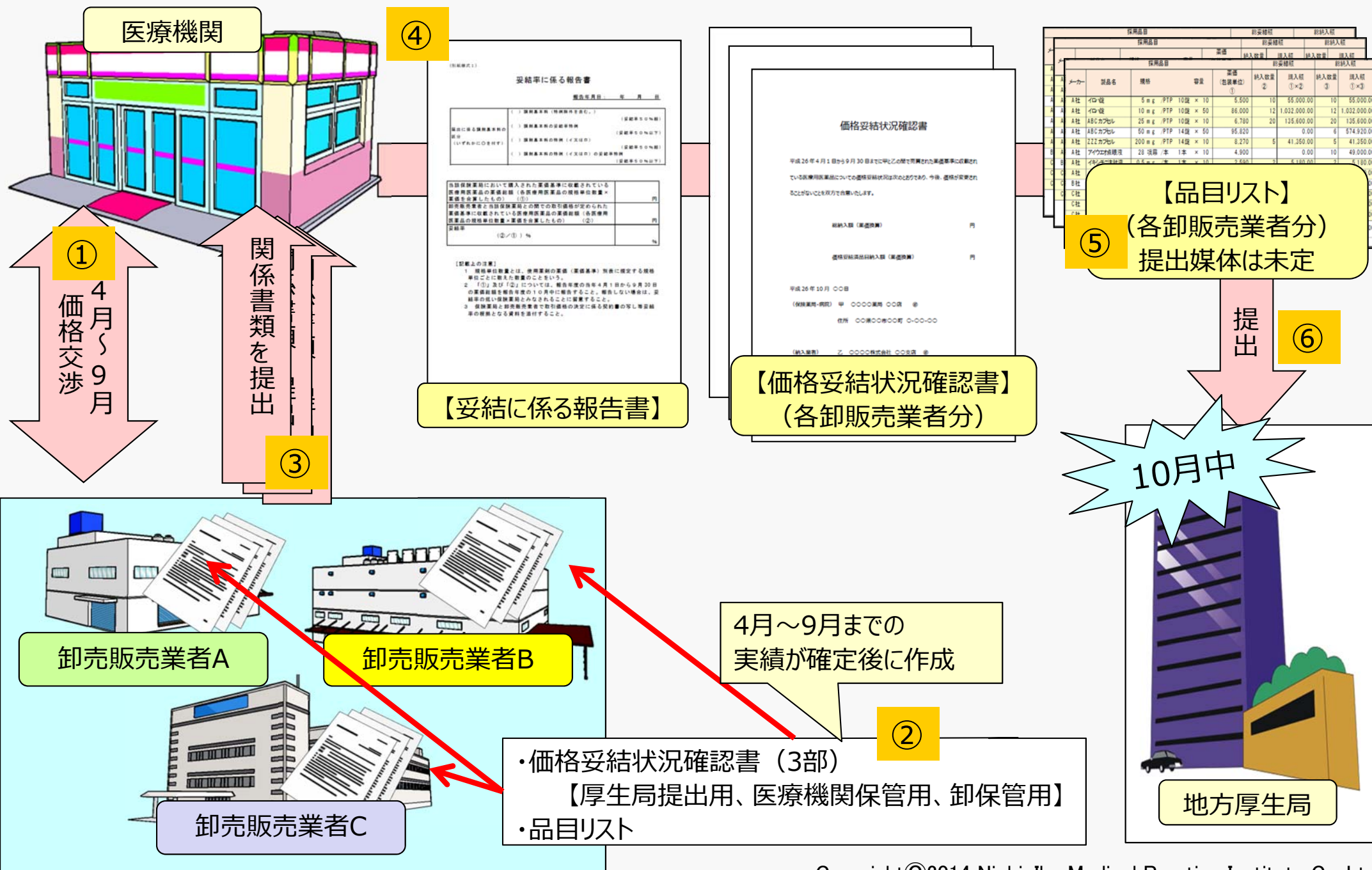
2014年の診療報酬改定において価格妥結率についての基準により診療報酬では、200床以上の病院の初診料、再診料、外来診療料の減額、調剤報酬においては、調剤基本料が減額されることになりました。

妥結率の基準算定では、2014年4月1日から2014年9月末日までの購入した薬剤全てを対象にしています。

分母は医療機関で購入した医療用医薬品の薬価総額、分子は卸と医療機関で取引価格が定められた（妥結した）医療用医薬品の薬価総額となります。この割合が50%を超えれば、減額対象とはなりません。

9月末日で締めた結果をもって報告することになりますので、それまで事務的に行うことはありません。9月末日までは価格妥結に向けた交渉を進めることとなります。

# 価格妥結率報告 提出の流れ



【印刷単位】

妥結率に係る報告書

報告書提出日 年 月 日

1) 卸売業者別 (卸売業者別) (妥結率%)	(妥結率%)
2) 卸売業者別の妥結率別 (妥結率%)	(妥結率%)
3) 卸売業者別の卸売業者別 (妥結率%)	(妥結率%)
4) 卸売業者別の卸売業者別の妥結率別 (妥結率%)	(妥結率%)

当該医療機関において購入された医薬品に収載されている卸売業者別の実績総額 (各卸売業者別の実績単位数 × 薬価を合算したものの) (①)

卸売業者別と当該医療機関との間で取り決めが定められた医薬品に収載されている卸売業者別の実績総額 (各卸売業者別の実績単位数 × 薬価を合算したものの) (②)

妥結率 (②/①) %

【記載上の注意】

1. 報告書提出数量とは、医療機関の薬価 (薬価標準) 別に規定する規格単位ごとに取入れた数量のこととする。
2. 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の実績総額を報告年度の10月中旬に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い卸売業者とみなされることに留意すること。
3. 医療機関と卸売業者間で取り決めが決定に係る契約書の写し等妥結率の算出となる資料を添付すること。

価格妥結状況確認書

平成26年4月1日から9月30日までの間で売買された医薬品に収載されている卸売業者別の実績及びこの報告書の作成状況について、今後、価格が変更されることのないことを双方で合意いたします。

卸納入額 (薬価標準) 円

価格妥結状況別卸納入額 (薬価標準) 円

平成26年10月 〇〇日

(卸売業者・病院) 甲 〇〇〇〇薬用 〇〇〇 〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

(卸納入業者) 乙 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇

【品目リスト】 (各卸販売業者分) 提出媒体は未定

品名	規格	数量	薬価 (包装単位)	卸売業者別		卸納入額	
				卸納入額 ①×②	卸納入額 ③	卸納入額 ①×③	卸納入額 ④
A社 イロ錠	5 mg PTP 10錠 × 10	5,500	10	55,000.00	10	55,000.00	
A社 イロ錠	10 mg PTP 10錠 × 50	86,000	12	1,032,000.00	12	1,032,000.00	
A社 ABCカプセル	25 mg PTP 10錠 × 10	6,780	20	135,600.00	20	135,600.00	
A社 ABCカプセル	50 mg PTP 14錠 × 50	95,820	0.00	0.00	6	574,920.00	
A社 DDDカプセル	200 mg PTP 14錠 × 10	8,270	5	41,350.00	5	41,350.00	
A社 アミノ酸注射液	28 液箱 / 本 1本 × 10	4,900	0.00	0.00	10	49,000.00	
A社 インドメタシリン	10 mg PTP 10錠 × 10	9,800	0.00	0.00	10	98,000.00	

# 価格妥結率報告 提出の流れ（解説）

- ①医療機関と卸売販売業者は9月末日までに取引のある医療用医薬品について価格交渉を行います。
- ②各卸売販売業者は10月に入ると4月1日から9月末日まで確定した取引額について、その取引内容と妥結状況を照らし合わせて、各医療機関ごとに【価格妥結状況確認書】と【品目リスト】を作成します。【価格妥結状況確認書】は3部作成します。これは、厚生局への提出用と医療機関の保管用、そして卸の保管用になります。
- ③各卸売販売業者は作成した関係書類（価格妥結状況確認書と品目リスト）を各医療機関へ提出します。
- ④医療機関は各卸売販売業者から提出された3部の【価格妥結状況確認書】を確認して捺印します。卸保管用の1部は各卸売販売業者に戻します。【妥結に係る報告書】には、各卸売販売業者の【価格妥結状況確認書】に記載された「総納入額」と「総価格妥結済品目納入額」をそれぞれ合算し、妥結割合を算出し記載します。  
（別紙様式1、別紙様式35）
- ⑤【品目リスト】については、提出媒体は未定です。（紙媒体or電子媒体）
- ⑥【妥結に係る報告書】と【価格妥結状況確認書】及び、【品目リスト】を10月中に地方厚生局に提出することで手続きは終了します。

もし10月中に提出できなかった場合、基準を満たせなかったとして取り扱われ、今年度は2015年1月1日から2015年10月末日までの10カ月間が減額対象となるので注意が必要です。

（2015年度からは11月～翌年10月までの1年間）

(別紙様式1)

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

届出に係る調剤基本料の区分 (いずれかに○を付す)	<input type="checkbox"/> 調剤基本料 (特例除外を含む。)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の妥結率特例	(妥結率50%以下)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例 (イ又はロ)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例 (イ又はロ)の妥結率特例	(妥結率50%以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (②/①) %	%

各取引卸売販売業者から提出された価格妥結状況確認書に記載されている額面を合計し記入する

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価 (薬価基準) 別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 3 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

# 別紙様式1 妥結率に係る報告書 (薬局用)

様式は各地方厚生局のホームページからダウンロードできます

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)

妥結率 =

当該保険薬局において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)

# 別紙様式35 妥結率に係る報告書 (病院用)

(別紙様式35)

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの） (①)		円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの） (②)		円
妥結率 (②/①) %		%

各取引卸売販売業者から提出された価格妥結状況確認書に記載されている額面を合計し記入する

2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。

3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

様式は各地方厚生局のホームページからダウンロードできます

卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）

妥結率 =

当該保険医療機関において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）

# 価格妥結状況確認書 (例)

卸が3部作成する  
 ・厚生局提出用  
 ・医療機関保管用  
 ・卸保管用


## 価格妥結状況確認書


医薬品リストの各合計額が記入されている

平成26年4月1日から9月30日までに甲と乙の間で売買された、  
 用医薬品についての価格妥結状況は次のとおりであり、今後、  
 を双方で合意いたします。

総納入額(薬価換算)  円  
 価格妥結済品目納入額(薬価換算)  円

平成26年10月〇〇日

(保険薬局・病院) 甲 (施設名)   
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇〇

(納入業者) 乙 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店   
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

医療機関も3部とも捺印

## 品目リスト (例)

採用品目				総妥結額		総納入額		
メーカー	製品名	規格	容量	薬価 (包装単位) ①	納入数量 ②	購入額 【薬価換算】 ①×②	納入数量 ③	購入額 【薬価換算】 ①×③
A社	イロハ錠	5 mg /PTP	10錠 × 10	5,500	10	55,000.00	10	55,000.00
A社	イロハ錠	10 mg /PTP	10錠 × 50	86,000	12	1,032,000.00	12	1,032,000.00
A社	ABCカプセル	25 mg /PTP	10錠 × 10	6,780	20	135,600.00	20	135,600.00
A社	ABCカプセル	50 mg /PTP	14錠 × 50	95,820		0.00	6	574,920.00
A社	ZZZカプセル	200 mg /PTP	14錠 × 10	8,270	5	41,350.00	5	41,350.00
A社	アイウエオ点眼液	28 噴霧 /本	1本 × 10	4,900		0.00	10	49,000.00
A社	イキシチニ注射液	0.5 mg /本	1本 × 10	2,590	2	5,180.00	2	5,180.00
A社	ハマヤラワ注バッグ	1 mg /バッグ	1バッグ × 10	28,900	1	28,900.00	1	28,900.00
B社	日医工パップ	2 mg /枚	7枚 × 10	1,560		0.00	20	31,200.00
C社	MPSクリーム	25 g /本	10本 × 10	25,300	55	1,391,500.00	55	1,391,500.00
C社	MPSクリーム	100 g /個	1個 × 10	9,850	5	49,250.00	5	49,250.00
C社	MPSローション	50 g /本	1本 × 50	26,700	30	801,000.00	30	801,000.00
					妥結した 購入額	3,539,780.00	全体の 購入額	4,194,900.00
					妥結率	84.4%		